第百七十三条第一項第二号	地方警務官（国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与、（扶養手当、住居手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額	合併特例区の職員　一
第百七十三条第二項	次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額	合併特例区の長等の基準給与年額
第百七十三条第三項	地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則
	「一部免責条例	「一部免責合併特例区規則
	普通地方公共団体の長は	合併特例区の長は
	普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等	合併特例区における合併特例区の長等
	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を	合併特例区の長等の損害賠償責任を
	普通地方公共団体の議会	合併特例区の合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長
第百七十三条第三項第一号	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任
	普通地方公共団体の長等が	合併特例区の長等が
第百七十三条第三項第二号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
	一部免責条例	一部免責合併特例区規則
第百七十三条第三項第三号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
第百七十三条第四項	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任

第五十条第一項の表第百七十三条の二の項を次のように改める。

第百七十三条の三	普通地方公共団体の規則	合併特例区規則

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村の監査委員（第三項において「合併市町村の監査委員」という。）は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第四十四条の規定により読み替えられた同法第四十七条において準用する地方自治法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求があったときは、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新なお効力を有する合併特例法施行令」という。）第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法（改正法第五条の規定による改正後のなお効力を有する合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法をいう。次項及び第三項において同じ。）（第三項において「新なお効力を有する合併特例法」という。）第四十七条において準用する改正法第一条の規定による改正後の地方自治法をいう。以下この条において同じ。）第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を市町村の合併の特例に関する法律第二十六条第一項に規定する合併特例区（第三項において「合併特例区」という。）の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第三項の規定によりされたものとみなす。

2　新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関するなお効力を有する合併特例法第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会（次項において「合併特例区協議会」という。）の同意及びなお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認について適用する。

3　合併特例区の長は、新なお効力を有する合併特例法第四十七条及び新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則の制定について、合併特例区協議会の同意を得た上で、なお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日前においても、合併市町村の監査委員の意見を聴くことができる。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三